

# こどもまんなかネットねりま 規約

## 第一条 名称

- 一、本会は、「こどもまんなかネットねりま」と称する。

## 第二条 事務所

- 一、本会の事務所は、東京都練馬区石神井台2丁目26-26「石神井・小さなうち」に置く。

## 第三条 目的

- 一、本会は、子どもへの支援活動に携わる団体や関係機関がゆるやかに繋がり合いネットワークをつくることによって、子どもへの支援活動の情報が必要としている人に届き、全ての子どもが、安心して自分らしく過ごせる居場所と様々な体験や学びの機会を保障され、健やかな成長ができるようにすることを目的とする。

## 第四条 事業

- 一、前記の目的を達成するために、次の事業を行う。
  - (1) インターネットでの情報提供
  - (2) 団体等の交流会や勉強会の開催（地域課題を共に考える）
  - (3) 地域への啓発活動（リーフレット作成等）
  - (4) 講演会やシンポジウムの開催
  - (5) その他、必要と認める活動や事業の開催

## 第五条 構成

- 一、本会は、第二条の目的に賛同する練馬区内の子どもへの支援活動に携わる団体や関係機関をもって構成する。

但し、以下のいずれかに該当する場合、または役員の発議により代表が「賛同者にふさわしくない」と判断した場合は本会への参加を拒否することができる。

  - (1) 参加の目的が政治活動または宗教活動に関するものである場合
  - (2) 反社会的勢力に属する場合
  - (3) 法令その他公序良俗に反する活動を行っている場合

## 第六条 運営

- 一、本会を運営するために定例会を設ける。定例会は月1回程度とすることを原則とし、役員が必要に応じて開催するものとする。会の構成員は自由に参加できる。
- 二、本会に次の役員を置く。

代表（1名） 副代表（1名以上） 会計（1名以上） 書記（1名以上） 会計監査（1名）

## 第七条 会計

- 一、本会の運営費用は、寄付金及び助成金をもって充てることを原則とする。
- 二、本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第八条 その他

- 一、この規約に定めなき事項については、役員の話し合いにより、決定・実行するものとする。